

用語の解説（調査票B関係）

1. 個人属性に関する事項

1 年齢

平成23年10月20日現在における満年齢である。

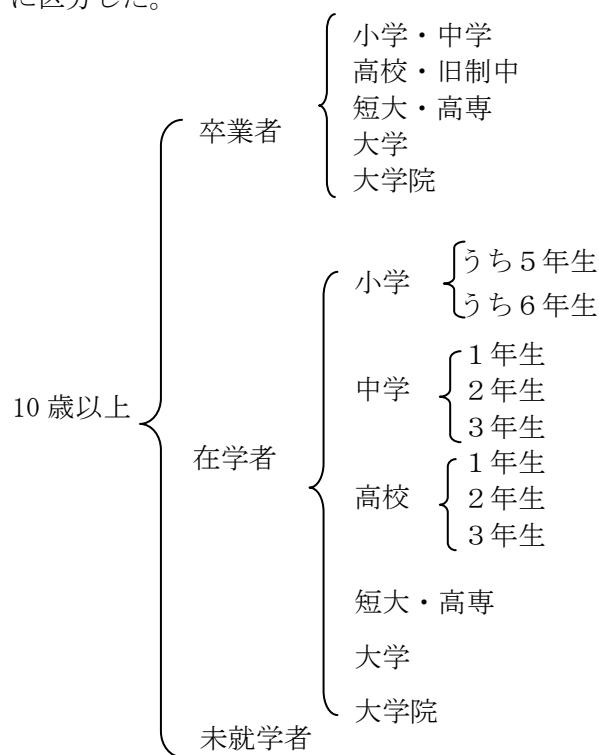
2 配偶関係

配偶関係は、届出の有無に関係なく、実際の状態により、次のように区分した。

- ・未婚……結婚したことのない人。
- ・有配偶……現在、妻又は夫のある人（内縁関係にある人を含む。）。
- ・死別・離別……妻又は夫と死別・離別して、現在独身でいる人。

3 教育

平成23年10月20日現在の状態により、次のように区分した。



ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、大学院などの学校をいい、入学資格や在学年数が同等でこれらの学校の卒業に相当する資格が得られるものを含む。

ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、語学学校や職員・社員の研修所、養成所、訓練所などは含まない。

専修学校、各種学校については、入学資格や修業年限により、次のように区分した。

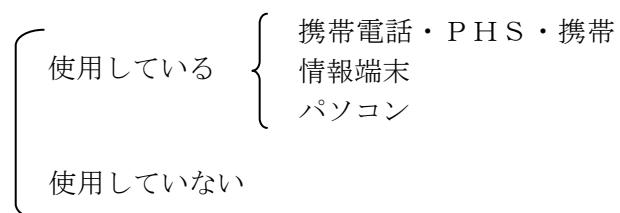
専修学校専門課程（専門学校）	
新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもので高度専門士の称号を得られるもの（注）	大学
新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもので専門士の称号を得られるもの	短大・高専
専修学校高等課程（高等専修学校）	
中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧制中
各種学校	
新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大・高専
中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧制中

（注）平成18年3月までの卒業者は「短大・高専」とする。

なお、学年については、生年月により区分した。

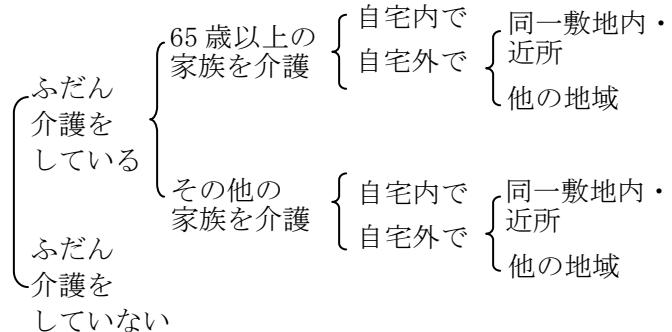
4 情報通信関連機器の使用の状況

使用しているか否か、使用している場合には使用している機器の種類により、次のように区分した。



5 介護の有無・対象

ふだん家族の介護をしているか否か、している場合には誰をどこで介護しているかにより、次のように区分した。

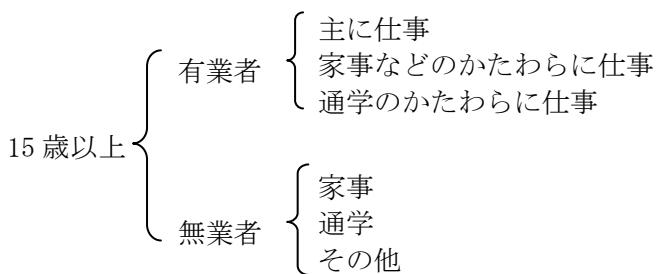


ここでいう介護とは、日常生活における入浴・衣服の着脱・トイレ・移動・食事等の際に、何らかの手助けをすることをいい、介護保険制度で要介護認定を受けていない人に対する介護も含む。

なお、一時的に病気等で寝ている人に対する介護の場合は、「ふだん介護をしている」から除いている。

6 ふだんの就業状態

15歳以上の人について、ふだん仕事をしているか否かにより、次のように区分した。



- ・有業者……ふだんの状態として、収入を目的とした仕事を続けている人。

なお、自家営業の手伝い（家族従業者）は、無給であってもふだん継続して仕事をしていれば有業者とした。

また、育児休業や介護休業などで仕事を一時的に休んでいる場合は、収入の有無及び休業日数の長短にかかわらず有業者とした。

なお、仕事があつたりなかつたりする人や、忙しい時だけ家業を手伝う人など、「ふだんの状態」がはっきり決められない場合は、おおむね、1年間に30日以上仕事をしている場合を、有業者とした。

- ・無業者……有業者以外の人。

7 従業上の地位

有業者を従業上の地位により、次のように区分した。

- ・雇用されている人……会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人。住み込みの家事手伝いや臨時雇、パート、アルバイトなどを含む。
なお、会社などの役員は除く。
- ・会社などの役員……会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員。
- ・雇人のある業主……個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人。
- ・雇人のない業主……個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・行商従事者などで、本人又は家族とだけで事業を営んでいる人。
- ・自家営業の手伝い（家族従業者）……個人商店や農家などで、店の仕事や農作業などを無休で手伝っている家族。
- ・家庭内の賃仕事（内職）……材料が支給され、大がかりな固定的設備を必要としない仕事を自宅で行っている人。

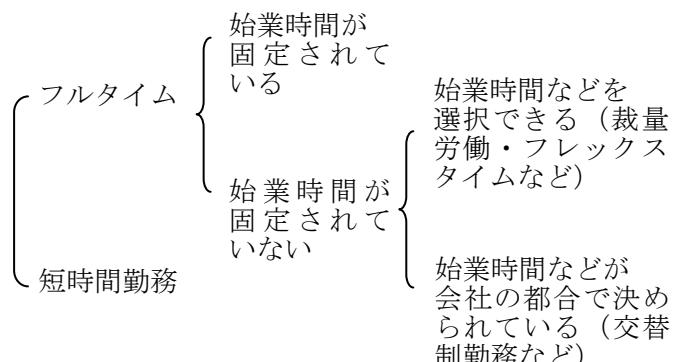
8 雇用形態

雇用されている人については、勤め先での呼称により、次のように区分した。

- ・正規の職員・従業員
- ・パート
- ・アルバイト
- ・契約社員
- ・嘱託
- ・労働者派遣事業所の派遣社員
- ・その他

9 勤務形態

雇用されている人については、勤め先での勤務形態により、次のように区分した。



- ・フルタイム……1週間のあらかじめ決められた労働時間が40時間程度（1日8時間で週5日など）の場合。

- ・短時間勤務……1週間のあらかじめ決められた労働時間が短い勤務（1日6時間、1日8時間で週3日など）の場合。

10 年次有給休暇の取得日数

雇用されている人について、年次有給休暇があるか否か、ある場合は、過去1年間（平成22年10月20日～23年10月19日）に実際に取得した日数により区分した。

ただし、現在の仕事に就いて1年未満の人や育児、介護、病気療養のため、この1年間に長期にわたって休暇をとっていた人は「その他」とした。

11 職業

従事した仕事の種類を、国勢調査の職業分類に基づいて分類した。

「別表1 平成23年社会生活基本調査職業分類と平成22年国勢調査職業分類（大分類）の対応表」を参照されたい。

12 週間就業時間

就業規則などで定められている就業時間ではなく、ふだんの1週間の実労働時間数（30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げ）により区分した。

なお、ふだん残業や副業をしている場合には、その時間を含む。

13 希望週間就業時間

有業者について、希望する時間だけ働けるとすれば、1週間に何時間位働きたいかについて、希望する時間により区分した。

14 ふだんの健康状態

ふだんの健康状態について、もっとも当てはまる状態により、次のように区分した。

- ・良い
- ・まあ良い
- ・あまり良くない
- ・悪い

15 仕事からの個人の年間収入・収益

仕事からの個人の年間収入・収益とは、仕事からの過去1年間（平成22年10月20日～23年10月19日）の収入（税込み額）をいう。

自家営業の場合は、売上高から必要経費を差し引いた営業利益をいう。

なお、この1年の間に新たに仕事に就いた人の場合は、その仕事に就いた時から現在までの収入を基に、1年間働いたとした場合の収入額の見積りによる。

16 ライフステージ

本人の年齢、配偶者や子供と同居か否かなどにより、次のように区分した。

- ・親と同居の25歳未満の人……同一世帯内に子供、配偶者のいない人で、親と同居している25歳未満の者。
- ・親と同居の25～44歳の人……同一世帯内に子供、配偶者のいない人で、親と同居している25～44歳の者。
- ・18歳未満の子供のいるひとり親……同一世帯内に18歳未満の子供がおり、配偶者がいない者。
- ・18歳未満の子供のいる夫・妻……同一世帯内に配偶者と18歳未満の子供がいる者。
- ・45歳未満で、18歳未満の子供のいない夫・妻……同一世帯内に18歳未満の子供はないが配偶者がいる45歳未満の者。

- ・その他の45歳未満の人……同一世帯内に子供、配偶者、親のいない45歳未満の者及び同一世帯内に18歳以上の子供がいるが配偶者のいない45歳未満の者。
- ・45～64歳で、18歳未満の子供のいない夫・妻……同一世帯内に18歳未満の子供はないが、配偶者がいる45～64歳の者。
- ・その他の45～64歳の人……同一世帯内に18歳未満の子供、配偶者のいない45～64歳の者。
- ・65歳以上で、18歳未満の子供のいない夫・妻……同一世帯内に18歳未満の子供はないが、配偶者がいる65歳以上の者。
- ・その他の65歳以上の人……同一世帯内に18歳未満の子供、配偶者のいない65歳以上の者。

なお、「子供」には、実子のほか、子の配偶者や配偶者の子を含む。

2. 世帯属性に関する事項

17 世帯

住居と生計を共にしている人の集まりをいう。一人で1戸を構えて暮らしている人や、間借り、寮・寄宿舎・下宿屋などに居住する単身者はその一人一人を一つの世帯とした。

18 世帯の家族類型

- 世帯をその構成により、次のように区分した。
- ・夫婦のみの世帯
 - ・夫婦と子供の世帯
 - ・夫婦と両親の世帯
 - ・夫婦とひとり親の世帯
 - ・夫婦、子供と親の世帯
 - ・夫婦、子供と両親の世帯
 - ・夫婦、子供とひとり親の世帯
 - ・高齢者夫婦世帯……夫婦のみの世帯のうち、夫が65歳以上、妻が60歳以上の世帯。
 - ・単身世帯……一人の世帯。

なお、この「世帯の家族類型」での夫婦とは、世帯内で最も若い世代の夫婦のことをいう。世帯内に2組以上の夫婦がいる場合の夫・妻とは、この夫婦に該当するものをいい、親、子供（未婚の子に限る。）とは、この夫婦からみた継ぎ柄としての親又は子供をいう。

19 単身世帯の区分

単身世帯を、次のように区分した。

- ・単身赴任……配偶者又は扶養親族のある給与所得者で、会社などの命令により生活の本拠としていた住居を離れ、一人で3か月以上（その見込みを含む。）生活している場合。出稼ぎ者を含む。
- ・その他

20 共働きか否かの別

夫婦のいる世帯を、夫と妻のふだんの就業状態により、次のように区分した。

- ・夫が有業で妻も有業（共働き）
- ・夫が有業で妻が無業
- ・夫が無業で妻が有業
- ・夫が無業で妻も無業

21 住居の種類

各世帯の住居を、その所有関係により、次のように区分した。

- ・持ち家……その世帯が所有している住宅。登記がまだ済んでいない場合や、分割払いでの支払いが完了していない場合を含む。
- ・民営の賃貸住宅
- ・都市再生機構・公営などの賃貸住宅
- ・給与住宅……社宅、公務員住宅など、勤め先の会社・官公庁・雇主などが所有又は管理している住宅に住んでいる場合。

なお、会社・雇主などが借りている一般の住宅に住んでいる場合を含む。

- ・住宅に間借り・寄宿舎・その他

住宅に間借り……他の世帯が住んでいる住宅（持ち家・借家・給与住宅）の一部の部屋を借りて住んでいる場合。

なお、その借りている部分が次の①～③のすべてに当てはまる場合は、「住宅に間借り」ではなく「民営の賃貸住宅」とした。

①他の居住部分と完全に仕切られており、専用の居住室がある。

②専用の出入口がある（共用の廊下などを通つて出入りできる場合を含む。）。

③専用の流しと便所がある（共用でも、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使える場合を含む。）。

22 自家用車の有無

「自家用車あり」とは、所有権の有無に関係なく、世帯員が常時使用できる自家用車がある場合をいう。

ただし、業務用のみに使用している車は除く。

23 世帯の年間収入

世帯の年間収入とは、すべての世帯員の過去1年間（平成22年10月20日～23年10月19日）の収入（税込み額）の合計をいう。

自家営業の場合は、売上高から必要経費を差し引いた営業利益をいう。

収入は、仕事からの収入だけでなく、年金・恩給などの給付金、配当金、仕送り金などを含む。ただし、財産の売却、預貯金の引き出しによる収入及び相続、贈与、退職金など経常的でない収入は除く。

なお、この1年の間に新たに仕事に就いた人の場合は、その仕事に就いた時から現在までの収入を基に、1年間働いたとした場合の収入額の見積りによる。

24 介護支援の利用の状況

介護支援とは、別居の親族からの手助けや介護サービス（訪問介護、日帰り介護）などをいう。

介護には、介護保険制度で要介護認定を受けていない人に対する介護も含む。

3. 1日の生活時間に関する事項

1日の行動を15分ごとの時間帯別に（同時に2種類以上の行動をした場合は、主行動と同時行動それぞれについて）調査した。

25 行動の種類

行動を大分類6種類、中分類22種類、小分類90種類に分類した。なお、一部結果表においては、小分類を組み直し、調査票Aによる行動分類（全20種類）及び国際比較用（EU区分）の分類でも集計している。行動分類の一覧等については「別表2 詳細行動分類一覧」を、行動分類の定義及び内容例示については「別表3 詳細行動分類の定義及び内容例示」を参照されたい。

26 この日の行動の種類

生活時間の調査日の状況を、次の区分で調査した。（複数回答あり）

- ・旅行・行楽
- ・行事または冠婚葬祭（半日以上の参加）
- ・出張・研修など
- ・在宅勤務
- ・療養
- ・休みの日（休暇・休日など）

- ・育児休業・子の看護休暇
- ・介護休業・介護休暇
- ・その他

集計においては、次の区分で表章している。
 ふだんの日…「その他」にのみ記入のある日
 休みの日…「休みの日」に記入のある日

さらに、曜日と組み合わせて、次の区分で表章している。

〔仕事のある日… 有業者について、「その他」にのみ記入のある日
 〔仕事のない日… 有業者について、「休みの日」に記入のある日

27 この日の天気

生活時間の調査日における天気の状況を、次のように区分した。

- ・一日中雨
- ・一時雨
- ・降雨なし

28 インターネットの利用

1日の行動に関し、時間帯（15分単位）別にインターネットの利用の有無を調査した。

29 行動の場所

1日の行動に関し、時間帯（15分単位）別に行動した場所を、次の区分で調査した。

- ・自宅
- ・学校・職場
- ・移動中
- ・その他

30 一緒にいた人

1日の行動に関し、時間帯（15分単位）別に一緒にいた人を、次の区分で調査した。

ここで「一緒にいた」とは、普通に会話ができる程度の距離にいる場合をいう。ただし、近くに知っている人が誰もいない場合や睡眠中は「一人で」としている。

- | | |
|------|--------------|
| ・一人で | ・配偶者 |
| ・父 | ・その他の家族 |
| ・母 | ・学校・職場・その他の人 |
| ・子 | |

なお、ここでいう父、母、子、配偶者及びその他の家族は、同一世帯の者に限らない。

31 平均時間

行動の種類別平均時間は、一人1日当たりの平均行動時間数で、総平均と行動者平均、曜日別平均と週全体平均がある。

- ・総平均……該当する種類の行動をしなかった人を含む全員についての平均。
- ・行動者平均……該当する種類の行動をした人のみについての平均。
- ・曜日別平均……調査の曜日ごとに平均値を算出したもの。平日平均（月曜日～金曜日の平均値）、土曜日平均及び日曜日平均がある。
- ・週全体平均……次の式により曜日別結果を平均して算出した。

$$(\text{月曜日平均} + \dots + \text{日曜日平均}) / 7$$

ただし、ある曜日に当該属性を持つ客体が存在しない場合は以下のとおり算出した。

- ・週全体の総平均時間

$$(5 \times \text{平日平均} + \text{土曜日平均} + \text{日曜日平均}) / 7$$

注：平日、土曜日及び日曜日のうち、1つでも当該属性を持つ客体が存在しない場合は、算出せず「…」で表章した。

- ・週全体の行動者平均時間

$$(\text{月曜日平均} + \dots + \text{日曜日平均}) * 7$$

月曜日～日曜日の当該行動者のいる曜日数

*:当該行動者のいる曜日のみ。

32 行動者率

$$\frac{\text{行動者数}}{\text{属性別の人口}} \times 100 (\%)$$

別表1 平成23年社会生活基本調査職業分類と平成22年国勢調査職業分類(大分類)の対応表

平成23年社会生活基本調査職業分類	平成22年国勢調査職業分類(大分類)
管理的職業従事者	管理的職業従事者
専門的・技術的職業従事者	専門的・技術的職業従事者
事務従事者	事務従事者
販売従事者	販売従事者
サービス職業従事者	サービス職業従事者
保安職業従事者	保安職業従事者
農林漁業従事者	農林漁業従事者
生産工程従事者	生産工程従事者
輸送・機械運転従事者	輸送・機械運転従事者
建設・採掘従事者	建設・採掘従事者
運搬・清掃・包装等従事者	運搬・清掃・包装等従事者
分類不能の職業	分類不能の職業

別表2 詳細行動分類一覧

行動の種類の前に付与されている番号が1桁のものは大分類、2桁のものは中分類、3桁のものは小分類となっている。

平成23年社会生活基本調査 詳細行動分類	調査票Aによる 行動分類	EU行動分類 ※1		(参考) 平成18年 社会生活基本調査 詳細行動分類
		13区分	49区分	
1 有償労働				
11 主な仕事関連				
111 主な仕事	仕事	3	04	111 主な仕事
112 主な仕事中の移動	仕事	3	04	112 主な仕事中の移動
12 副業関連				
121 副業	仕事	3	04	121 副業
122 副業中の移動	仕事	3	04	122 副業中の移動
13 通勤				
131 通勤	通勤・通学	11, 12	42	131 通勤
14 その他の仕事関連				
141 仕事中の休憩	休養・くつろぎ	3	05	141 仕事中の休憩
142 求職活動	その他	3	05	142 求職活動
2 無償労働				
21 家事				
211 食事の管理	家事	5	09, 10	211 食事の管理
212 菓子作り	家事	5	09	212 菓子作り
213 園芸	家事	5	16	213 園芸
214 住まいの手入れ・整理	家事	5	11, 12	214 住まいの手入れ・整理
215 衣類等の手入れ	家事	5	13, 14, 15	215 衣類等の手入れ
216 衣類等の作製	家事	5	15	216 衣類等の作製
217 建築・修繕	家事	5	20	217 建築・修繕
218 乗り物の手入れ	家事	5	20	218 乗り物の手入れ
219 世帯管理	家事	5	24	219 世帯管理
21D 子供（乳幼児以外）の介護・看護	介護・看護	5	22	21A 乳幼児以外の家族の介護・看護
21E 家族（子供以外）の介護・看護	介護・看護	5	24	21A 乳幼児以外の家族の介護・看護
21F 子供（乳幼児以外）の身の回りの世話	家事	5	22	21B 家族の身の回りの世話
21G 家族（子供以外）の身の回りの世話	家事	5	24	21B 家族の身の回りの世話
21C その他の家事	家事	5	17, 24	21C その他の家事
22 育児				
221 乳幼児の介護・看護	介護・看護	5	22	221 乳幼児の介護・看護
222 乳幼児の身体の世話と監督	育児	5	22	222 乳幼児の身体の世話と監督
223 乳幼児と遊ぶ	育児	5	23	223 乳幼児と遊ぶ
224 子供の付き添い等	育児	5	22	224 子供の付き添い等
225 子供（乳幼児以外）の教育	育児	5	23	225 子供の教育
226 子供の送迎移動	移動	11	45	226 子供の送迎移動
227 子供（乳幼児以外）と遊ぶ	育児	5	23	53A ゲーム
23 買い物・サービスの利用				
231 買い物	買い物	5	21, 24	231 買い物
232 公的サービスの利用	家事	5	21	232 公的サービスの利用
233 商業的サービスの利用	家事	5	21	233 商業的サービスの利用
24 家事関連に伴う移動				
241 家事関連に伴う移動	移動	11	44, 45, 46	241 家事関連に伴う移動
25 ボランティア活動関連				
251 ボランティア活動	ボランティア活動・社会参加活動	6	25, 26	251 ボランティア活動
252 ボランティア活動に伴う移動	移動	11	47	252 ボランティア活動に伴う移動
3 学業、学習・自己啓発・訓練				
31 学業				
311 学校での授業・その他学校での行動	学業	4	06	311 学校での授業・その他学校での行動
312 学校の宿題	学業	4	07	312 学校の宿題
313 家庭教師による勉強、学習塾・予備校での勉強等	学業	4	06	313 家庭教師による勉強、学習塾・予備校での勉強等
314 学校での学習（学業）中の休憩	休養・くつろぎ	4	06	314 学校での学習（学業）中の休憩
315 通学	通勤・通学	11	43	315 通学

平成23年社会生活基本調査 詳細行動分類		調査票Aによる 行動分類	EU行動分類 ※1		(参考) 平成18年 社会生活基本調査 詳細行動分類
			13区分	49区分	
32 学習・自己啓発・訓練(学業以外)	321 学習・自己啓発・訓練(学業以外)	学習・自己啓発・訓練(学業以外)	4	08	321 学習・研究(学業以外)
4 個人的ケア					
41 睡眠関連	411 睡眠 412 うたたね 413 療養	睡眠 休養・くつろぎ 受診・療養	1 1 1	01 01 01	411 睡眠 412 うたたね 413 療養
42 身体的ケア	421 受診 422 入浴(自分自身や家族等が行うもの) 身の回りの用事(自分自身や家族等が行うもの) 423 身の回りの用事(個人サービスの利用) 424 療養のための世話(自分自身や家族等が行うもの)	受診・療養 身の回りの用事 身の回りの用事 身の回りの用事 受診・療養	5 2 2 5 2	21 03 03 21 03	421 受診 422 入浴(自分自身や家族等が行うもの) 423 身の回りの用事(自分自身や家族等が行うもの) 424 療養のための世話(個人サービスの利用) 425 療養
43 食事	431 朝食 432 昼食 433 夕食 434 夜食 435 軽飲食	食事 食事 食事 食事 休養・くつろぎ	2 2 2 2 2	02 02 02 02 02	431 朝食 432 昼食 433 夕食 434 夜食 435 軽飲食
5 自由時間					
51 社会参加・宗教活動	511 社会参加活動 512 札拝・読経	ボランティア活動・社会参加活動 その他	7 7	27 27	511 社会参加活動 512 札拝・読経
52 交際	521 冠婚葬祭 522 人と会って行う交際・付き合い 523 家族とのコミュニケーション 524 電話による交際・付き合い 525 電子メール等による交際・付き合い 526 手紙等による交際・付き合い	交際・つきあい 交際・つきあい 休養・くつろぎ 交際・つきあい 交際・つきあい 交際・つきあい	7 7 7 7 7 7	28 28, 29 29, 35, 36 29 35 36	521 冠婚葬祭 522 人と会って行う交際・付き合い 523 家族とのコミュニケーション 524 電話による交際・付き合い 525 電子メールによる交際・付き合い 526 手紙等による交際・付き合い
53 教養・趣味・娯楽	531 教養・娯楽 532 創作 533 趣味としての菓子作り 534 成果物を得る趣味・娯楽 535 趣味としての園芸 536 ペットの世話 537 犬の散歩等 538 趣味としての衣類等の作製 539 趣味 53D コンピュータの使用 53A ゲーム 53B ドライブ 53C 他に分類されない趣味・娯楽	趣味・娯楽 趣味・娯楽 趣味・娯楽 趣味・娯楽 趣味・娯楽 趣味・娯楽 趣味・娯楽 趣味・娯楽 趣味・娯楽 趣味・娯楽 趣味・娯楽 趣味・娯楽 趣味・娯楽 趣味・娯楽 趣味・娯楽	7 8 5 8 5 5 5 5 8 8 8 11 8	30 36 09 33 16 18 19 15 36 35 34, 36 47 41	531 教養・娯楽 532 創作 533 趣味としての菓子作り 534 成果物を得る趣味・娯楽 535 趣味としての園芸 536 ペットの世話 537 犬の散歩等 538 趣味としての衣類等の作製 539 趣味 53D コンピュータの使用 53A ゲーム 53B ドライブ 53C 他に分類されない趣味・娯楽
54 スポーツ	541 エアロビクス系スポーツ 542 球技 543 ウォーター系スポーツ 544 成果物を得るスポーツ 545 他に分類されないスポーツ	スポーツ スポーツ スポーツ スポーツ スポーツ	8 8 8 8 8	32, 33 33 33 33 33	541 エアロビクス系スポーツ 542 球技 543 ウォーター系スポーツ 544 成果物を得るスポーツ 545 他に分類されないスポーツ
55 マスマディア利用	551 読書	趣味・娯楽	10	37	551 読書

平成23年社会生活基本調査 詳細行動分類		調査票Aによる 行動分類	EU行動分類 ※1		(参考) 平成18年 社会生活基本調査 詳細行動分類
			13区分	49区分	
	552 新聞・雑誌 553 テレビ 554 ビデオ・DVD 555 ラジオ 556 CD・カセットテープ	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 趣味・娯楽 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 趣味・娯楽	10 9 10 10	38 39 40 40	552 新聞・雑誌 553 テレビ 554 ビデオ・DVD 555 ラジオ 556 CD・カセットテープ
	56 休養・くつろぎ				
	561 休養・くつろぎ	休養・くつろぎ	8	31	561 休養・くつろぎ
6	その他				
	61 移動				
	611 家事的趣味に伴う移動 612 その他の移動	移動 移動	11 11	46 04, 43, 47, 48	611 家事的趣味に伴う移動 612 その他の移動
	62 調査・その他				
	621 社会生活基本調査に関連する行動 622 他に分類されない行動	その他 その他	13 13	49 49	621 社会生活基本調査に関連する行動 622 他に分類されない行動
(再掲)					
7	無償労働 (国際比較) ※2				

※1 国際比較用にEU統一生活時間調査 (HETUS) 行動分類の基本表及びデータベースの分類区分に対応させるべく作成した区分であり、ここに示す番号に対応する行動は以下のとおりである。

< HETUS 行動分類 基本表の分類区分 : 13区分 >

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1 睡眠 | 8 休養、スポーツ、趣味・ゲーム |
| 2 身の回りの用事と食事 | 9 テレビ |
| 3 仕事と仕事中の移動 | 10 マスメディア (テレビを除く) |
| 4 学習 | 11 移動 |
| 5 家事と家族のケア | 12 「11移動」のうち通勤 |
| 6 ボランティア活動 | 13 その他 |
| 7 参加活動、交際、教養・娯楽 | |

< HETUS 行動分類 データベースの分類区分 : 49区分 >

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 01 睡眠 | 26 他の世帯に対する日常的な手助け |
| 02 食事 | 27 参加活動 |
| 03 その他の個人的ケア | 28 訪問と冠婚葬祭 |
| 04 主な仕事と副業 | 29 その他の社会生活 |
| 05 就労に関連した活動 | 30 娯楽と文化 |
| 06 学校又は大学 | 31 休養 |
| 07 宿題 | 32 ウォーキングとハイキング |
| 08 自由時間の学習 | 33 その他のスポーツと野外活動 |
| 09 食事の準備 | 34 コンピュータ (ビデオ) ゲーム |
| 10 盥洗い | 35 その他のコンピュータ使用 |
| 11 室内の掃除 | 36 その他の趣味とゲーム |
| 12 その他の世帯維持 | 37 読書 |
| 13 洗濯 | 38 その他の読み物 |
| 14 アイロンがけ | 39 テレビとビデオ |
| 15 手芸 | 40 ラジオと音楽 |
| 16 庭仕事 | 41 特定されない余暇 |
| 17 家畜の世話 | 42 職場への移動 |
| 18 ペットの世話 | 43 学業に関連した移動 |
| 19 犬の散歩 | 44 買い物に関連した移動 |
| 20 建築と修繕 | 45 子供の送迎 |
| 21 買い物とサービス | 46 その他の家事に関連した移動 |
| 22 身体的ケアと子供の監督 | 47 余暇に関連した移動 |
| 23 子供に教える、本を読む、子供と話す | 48 特定されない移動 |
| 24 その他の家事 | 49 特定されない時間使用 |
| 25 団体・協会の仕事 | |

※2 国際的にみて無償労働と捉える行動分類をまとめたものであり、以下の分類が含まれる。

- 無償労働
- 533 趣味としての菓子作り
534 成果物を得る趣味・娯楽
535 趣味としての園芸
536 ペットの世話
537 犬の散歩等
538 趣味としての衣類等の作製
544 成果物を得るスポーツ
611 家事的趣味に伴う移動

別表3 詳細行動分類の定義及び内容例示

行動の種類の前に付与されている番号が1桁のものは大分類、2桁のものは中分類、3桁のものは小分類となっている。

行動の種類	定義	内容例示	備考
1 有償労働	本人又は自家の収入を目的とする仕事（物の生産及びサービスの提供）。		
11 主な仕事関連	本業及びそれに関連する行動。		
111 主な仕事	①本業に費やされた時間で、超過勤務、家に持ち帰った仕事、就業中の研修を含む。 また、職場で過ごす待機時間も含む。ただし、その間に他の行動をしていれば、その行動で分類。 ②無給の行動のうち、就業（主な仕事）前後に職場で過ごす時間。	①仕事の準備 仕事 残業 仕事の後片付け アルバイト ②職場で仕事着に着替える	・翌日の仕事のためにカバンに物を詰める又は衣服の用意をすることは、「214住まいの手入れ・整理」とする。 ・休憩時間、昼休みは実際にした行動で分類する。なお、実際の行動を特定できない場合又は他の行動をしていない場合は、「141仕事中の休憩」とする。
112 主な仕事中の移動	「111主な仕事」を目的とした移動。	営業の仕事で得意先へ行く 配達 市場へ仕入れに行く 得意先から会社へ帰る	・移動自体が仕事の場合（運転業務者（タクシー、トラック、ピザの宅配など）の移動）も含む。 ・出張先への行き帰りの移動は、「612その他の移動」とする。
12 副業関連	副業及びそれに関連する行動。		
121 副業	①副業に費やされた時間で、超過勤務、家に持ち帰った仕事、就業中の研修を含む。職場で過ごす待機時間も含む。 ②無給の行動のうち、就業（副業）前後に職場で過ごす時間。	①仕事の準備（副業） 仕事（副業） 残業（副業） ②職場で仕事の前後に仕事着に着替える（副業）	・休憩時間、昼休みは実際にした行動で分類をする。なお、実際の行動を特定できない場合又は他の行動をしていない場合は、「141仕事中の休憩」とする。
122 副業中の移動	「121副業」を目的とした移動。	市場へ仕入れに行く（副業）	・移動自体が仕事の場合（運転業務者（タクシー、トラック、ピザの宅配など）の移動）も含む。 ・出張先への行き帰りの移動は、「612その他の移動」とする。
13 通勤	通勤に関連する行動。		
131 通勤	仕事場へ／からの移動。	仕事場へ行く 仕事から帰る 大学からアルバイト先へ行く	・途中で、寄り道をした場合は、寄り道先から仕事場／仕事場から寄り道先までを「131通勤」とし、自宅から寄り道先／寄り道先から自宅までは「131通勤」とはせず、目的に合わせた移動に関連する分類とする。
14 その他の仕事関連	仕事中（仕事と仕事の間）の休憩及び求職活動。		
141 仕事中の休憩	①職場での休憩時間・昼休みで、他の行動が特定されていない場合。 ②職場での休憩時間・昼休み及び個人的理由による仕事の中断中の喫煙。	①職場の休憩 昼休み ②仕事の合間の喫煙 昼休みの喫煙	・仕事中の休憩で、実際にした行動が特定されればその行動で分類する。 ・仕事の状況に関連した中断は、「111主な仕事」又は「121副業」とする。
142 求職活動	無給の行動のうち、求職に関連した行動。	求人広告を読む 求人に応募する 就職試験 ハローワークで仕事を探す	
2 無償労働	本人又は自家の収入を目的としない仕事（物の生産及びサービスの提供）。		
21 家事	本人又は家族のための物の生産及びサービスの提供。育児及び買い物は除く。		・家族のために行ったことで、同時にそれが他の家族の者のためになることもある行動も含む。

行動の種類	定義	内容例示	備考
211 食事の管理	①食事の準備に関連した行動。 ②食物の保存に関連した行動。 ③食事の後片付けに関連した行動。	①料理をする 料理を温める コーヒーを入れる 弁当を作る ②自家消費する漬物作り ジャムを作る 作った料理を冷凍庫(冷蔵庫)で保存する ③食卓を片付ける 食器を洗う 食器をふきんで拭く	
212 菓子作り	菓子作り	アップルパイを焼く プリンを作る	・趣味として行っていることが特定できる場合は、「533趣味としての菓子作り」とする。
213 園芸	自家消費を主な目的とする米、野菜及び庭木などの栽培及びその収穫。	家庭菜園 畑仕事 稲刈り 果樹の手入れ ガーデニング 庭仕事	・趣味として行っていることが特定できる場合は、「535趣味としての園芸」とする。
214 住まいの手入れ・整理	①家の内の掃除、片付け。 ②家の外の掃除。 ③物を整理する。 ④暖房、給水。 ⑤自宅等における様々な種類の事柄の調整。	①掃除機をかける 床にワックスをかける 部屋を片付ける ちらかったおもちゃを片付ける 衣服を片付ける ふとんを干す ごみを出す ②庭の掃除 玄関を掃く 家の前の道路の掃除 ③買ってきたものを整理する 翌日着る衣服を用意する 通学カバンに必要なものを入れる ④風呂の準備 暖房用の燃料を用意する ⑤探し物をする カーテンをつるす 雨戸を閉める 引越し 花瓶の水替え	
215 衣類等の手入れ	①衣類等の洗濯。 ②衣類等のアイロンがけ及び整理。 ③衣類等の縫い及び衣替え。	①汚れ物を手洗いする 洗濯物を干す 洗濯機をセットする ②アイロンがけ 乾いた洗濯物を仕分けする ③衣服の縫い 衣替え 衣服のリフォーム ボタンの付け替え 靴磨き	
216 衣類等の作製	新しく衣類等を作ること。 手編み、針仕事、また機械を使った場合も含む。	カーテンを縫う 洋服を作る 手芸 編み物をする	・衣類等を縫う場合は、「215衣類等の手入れ」とする。 ・趣味として行っていることが特定できる場合は、「538趣味としての衣類等の作製」とする。
217 建築・修繕	①建物(住居、車庫、離れ等)の建設、増築及び改築。(大規模なもの) ②建物(住居、車庫、離れ等)の修理。 ③家具や家庭用品の作製・維持。	①壁に断熱材を付ける 車庫を建てる 排水管をつける 台所を改築する ②壁の塗り直し 屋根の修理 塗装 壁紙の張替え 照明器具を付ける 窓枠を取り付ける 詰まつたシンクを直す ③家具を取り付ける 陶器、道具、耐久品を作る 電球を取り替える 台所の換気扇を掃除する 日曜大工	・趣味として行っていることが特定できる場合は、「532創作」とする。
218 乗り物の手入れ	世帯にある乗り物を自分自身で手入れすること。	車のタイヤ交換 自転車のパンク修理 オートバイの修理 洗車	
219 世帯管理	世帯に関連する計画や調整、予算計画、株取引などの行動。	家計簿の記入 家族の週末の予定を計画した 旅行の計画 インターネットで自己所有の株価をチェック	

行動の種類	定義	内容例示	備考
21D 子供（乳幼児以外）の介護・看護	就学後から学齢17歳以下の子供の身体的世話。	けがをしている中学3年生の子供の介護 9歳の子供の病院に付き添う	
21E 家族（子供以外）の介護・看護	学齢18歳以上の家族の病人や高齢者の身体的世話。	高齢の親の入浴を介助 入院している妻に付き添う	
21F 子供（乳幼児以外）の身の回りの世話	就学後から学齢17歳以下の子供の援助や面倒をみること（家事、介護・看護を除く）。	小学1年生の子供の着替えの世話	
21G 家族（子供以外）の身の回りの世話	学齢18歳以上の家族の援助や面倒をみること（家事、介護・看護を除く）。	夫の散髪 夫を起こす 祖父母の肩たたき	
21C その他の家事	①家畜を飼うことで、成果物が自家消費目的で生産される場合。 ②「211食事の管理」～「21G家族（子供以外）の身の回りの世話」及び「21Cその他の家事」の①以外の家事。	①家畜に餌をやる ニワトリの世話 ヤギの乳搾り ②家の手伝いをする	
22 育児	親や兄姉が行う子供又は弟妹の世話や教育に関する行動。		・祖父母が孫の世話や看病などをする場合も含む。 ・家族のために行ったことが、同時に他の家族の者のためになることもある行動も含む。
221 乳幼児の介護・看護	病気やけがをしている乳幼児（就学前の子供）の身体的世話。	風邪で寝ている3歳の子供の看病をする 5歳の子供の診察に付き添う	
222 乳幼児の身体の世話と監督	①乳幼児（就学前の子供）の世話。 ②乳幼児（就学前の子供）の屋内外での監督。	①0歳の子供に食事を与える 2歳の子供を入浴させる 乳児の体を拭く 乳児に授乳する 0歳の子供のおむつを替える ②3歳の妹の子守をする 公園で遊ぶ3歳の子供を見守る 3歳と5歳の子供たちと一緒に遊び場にいる（戸外での監督）	
223 乳幼児と遊ぶ	乳幼児（就学前の子供）の遊び相手。	2歳の子供に本を読む 幼稚園に通う子供と遊ぶ 4歳の子供と数字遊びをする	・乳幼児に勉強を教える場合も含む。 ・1歳と小学2年生の子供と遊んだ場合も含む。
224 子供の付き添い等	①学校行事への参加。 ②スポーツセンター、音楽のレッスン、塾等で待つこと。	幼稚園の入園説明会 小学生の子供の授業参観に出席 中学1年生の子供の保護者会に出席 子供のピアノのレッスンが終わるのを待つ 小学1年生のスマーミングスクールに付き添う	・教育に関連したものであれば、必ずしも子供が一緒にでなくともよい。 ・待っていること以外に他の行動が特定されればその行動を主な行動とし、同時行動を「224子供の付き添い等」とする。 ・移動に費やされた時間は「226子供の送迎移動」とする。
225 子供の（乳幼児以外）の教育	子供が物事をどのようにすればよいか導く。 子供の勉強を見る。 宿題の手伝い。	小学5年生の子供の勉強を見る 親が小学生の算数ドリルの問題を採点する	・乳幼児への教育は、「223乳幼児と遊ぶ」とする。
226 子供の送迎移動	子供の送り迎え。	保育園へ連れて行く 駅へ中学3年生の息子を迎えて行く	
227 子供（乳幼児以外）と遊ぶ	子供と行う室内外の遊び。	小学生の子供と遊ぶ 8歳の妹と遊ぶ 小学4年生の子供とサッカーボールで遊ぶ	・乳幼児と遊ぶのは、「223乳幼児と遊ぶ」とする。

行動の種類	定義	内容例示	備考
23 買い物・サービスの利用	買い物及び外部から家事などのサービスを受けるための行動。		・家族のために行ったことで、同時に他の家族の者のためになることもある行動も含む。 ・美容院など個人ケアに係るサービスの利用は、「424身の回りの用事（個人サービスの利用）」とする。
231 買い物	①住居、車、家具、家電製品等の資本財や食物、雑誌等の消費財の購入やレンタルのための外出。 ②店、フリーマーケットなどを見て歩き、品定めをする。 ③電話・インターネット及び注文書による商品の注文及び予約。	①買い物 ガソリンスタンドで給油 レンタルビデオ店でビデオ等を借りる ②ウインドーショッピング 店で服を試着した ③電話でピザを注文 インターネットを利用した商品の注文 電話でチケットを予約	・サービスの予約も含む。
232 公的サービスの利用	役所や公的機関のサービスの利用。	住民票の交付を受ける 法務局で登記簿の複写 警察署で車の免許証の更新	・図書館で本を借りるなどの行動は、「531教養・娯楽」とする。
233 商業的サービスの利用	クリーニング店、銀行等の商業的サービスの利用。	クリーニング店へ洗濯物を出す ホテルにチェックイン ガソリンスタンドでオイル交換と整備をしてもらう 銀行で預金をする 自動預金支払機でお金をおろす 旅行代理店で旅行の相談をする 郵便局で小包を受け取る	・商品の注文は、「231買い物」とする。
24 家事関連に伴う移動	家事関連に伴う移動。		
241 家事関連に伴う移動	①「21家事」に関連した移動。 ②「22育児」に関連した移動。 ③「23買い物・サービスの利用」に関連した移動。	①夫を職場に車で送る 父の看護をしに病院へ行く ②小学生の子供の授業参観のために学校へ行く ③買い物に行く	・子供の送り迎えは、「226子供の送迎移動」とする。
25 ボランティア活動関連	無償（交通費など実費程度の支払いは有償とはみなさない。）で、家族以外の者又は団体に奉仕すること及びそれに関連する行動。		
251 ボランティア活動	①社会や自分を含む組織のための無償の活動。 ②他の家族のための無償の活動。	①環境保全と動物愛護 献血 ボランティアグループで道路の補修をする スポーツのコーチ、審判をする 町内会の役員会に参加 P T Aの役員会 ②隣家の高齢者の食事の手助け 隣家の子供の遊び相手をする	
252 ボランティア活動に伴う移動	「251ボランティア活動」に関連した移動。	ボランティア活動を行うため公民館に行く 高齢者施設の慰問に行く	・家族でない者のための送迎も含む。
3 学業、学習・自己啓発・訓練	学校で行う学業や自由時間に行う学業、学習・自己啓発・訓練。		
31 学業	小学校、中学校、高校、大学等での公式教育に関連する学業、研究など。		
311 学校での授業・その他の学校での行動	①小学校、中学校、高校、大学等で公式教育の一環として行う授業と講義。	①学校の授業 試験 運動会	・休憩時間、昼休みで他の行動をしていない場合は、「314学校での学習（学業）中の休憩」とする。

行動の種類	定義	内容例示	備考
3 学習・休憩	311 学校での授業・その他の学校での行動（続き）	②勉強ではないが学校に関連した行動。	②ホームルーム 校内掃除 ・クラブ活動・部活動はその内容により「321学習・自己啓発・訓練（学業以外）」、「531教養・娯楽」～「530他に分類されない趣味・娯楽」又は、「541エアロビクス系スポーツ」～「545他に分類されないスポーツ」等に分類する。
	312 学校の宿題	小学校、中学校、高校、大学等の予習、復習及び宿題を家や図書館等で行う勉強。	授業の予習 授業の復習 中間テストの勉強 試験のために本を読む 図書館で宿題をする ・翌日の授業の準備をするのは、「214住まいの手入れ・整理」とする。
	313 家庭教師による勉強、学習塾・予備校での勉強等	学習塾及び予備校等に関連した勉強。	予備校の授業 家庭教師に教わる 予備校の宿題 予備校で自習
	314 学校での学習（学業）中の休憩	小学校、中学校、高校、大学等での休憩時間・昼休みで、他の行動が特定されていない場合。	昼休み 学校の休み時間 ・学校や学習塾での休憩で、実際にした行動が特定されればその行動で分類する。
	315 通学	小学校、中学校、高校、大学等への移動。学習塾等への移動。	学校から帰る 登校 下校 学校からピアノ教室へ行く 塾から帰る ・途中で寄り道をした場合は、寄り道先から学校/学校から寄り道先までを「315通学」とし、自宅から寄り道先/寄り道先から自宅までは「315通学」とはせず、目的に合わせた移動に関連する分類とする。
32 学習・自己啓発・訓練（学業以外）	32 学習・自己啓発・訓練（学業以外）	学業以外の学習・自己啓発・訓練。	
	321 学習・自己啓発・訓練（学業以外）	自由時間に行う学業以外の学習・自己啓発・訓練。	社会通信教育の講座で学習 資格試験の勉強 自動車教習 テレビの〇〇講座をみて学習 ピアノ教室 市主催の〇〇講座を受講して学習 パソコン教室 ・講座や稽古事など人から教えてもらう場合も含む。ただし、スポーツを教えてもらう場合は、「54スポーツ」とする。 ・職場で命ぜられて受けた研修は、「111主な仕事」～「122副業中の移動」とする。 ・学校の宿題の「自由研究」は、「312学校の宿題」とする。 ・デイサービスで習字や絵画を教えてもらう場合も含む。
4 個人的のケア	4 個人的のケア	生理的に必要な活動、身体のケア及び食事に関する行動。	
	41 睡眠関連	睡眠と病臥に関する行動。	
	411 睡眠	眠っている状態。眠る前後にふとんやベッドにいる状態。	睡眠 昼寝 仮眠 眠りに落ちるのを待つ ・うたたねは、「412うたたね」、休養は、「141仕事中の休憩」、「314学校での学習（学業）中の休憩」又は、「561休養・くつろぎ」とする。
	412 うたたね	うとうとしている状態。	うたたね ごろね
	413 療養	病気、高齢、身体的不自由等の理由でふとんやベッドにいる状態。	病気のため静養 足を骨折したため寝床にいる ・病気等のためでも、眠っている状態であれば「411睡眠」とする。
	42 身体的ケア	自分でまたは他の人にもらう自分自身の身体のケアに関する行動。	
	421 受診	医者、歯医者、マッサージ師等から医療に関するサービスを受けること。	医者の往診を受ける 診療所の待合室で待つ 病院で治療を受ける

行動の種類	定義	内容例示	備考
42 入浴・身の回りの用事・身の回りの用事(個人サービスの利用)・療養のための世話(自分自身や家族等が行うもの)	422 入浴(自分自身や家族等が行うもの) 入浴すること。	入浴 シャワー サウナ 錢湯 温泉	
	423 身の回りの用事(自分自身や家族等が行うもの) ①自分自身で行う入浴以外の個人ケア。 ②家族、親せき、友人等から入浴以外の個人ケアを無償で受けること。	①衣服を着がえる ひげそり 化粧 手を洗う 顔を洗う 歯みがき 足を洗う 髪を乾かす ②母親に散髪してもらう	
	424 身の回りの用事(個人サービスの利用) 個人ケアのうち、第三者から受け る有償のサービス。	美容院でパーマをかけてもらう 理容院で散髪 エステ	
	425 療養のための世話(自分自身や家族等が行うもの) 家族又は友人から健康上の世話を受けること。また、自分で行うこと。	血圧の測定 薬の用意と服用 自主リハビリ	・医療的な世話を誰かにやつてあげた場合は「221乳幼児の介護・看護」、「21D子供(乳幼児以外)の介護・看護」、「21E家族(子供以外)の介護・看護」、「251他の家族のためのボランティア活動」のいずれかとする。
	43 食事 飲食に関する行動。		
43 食事	431 朝食 午前4時以降午前11時前に開始する食事。	朝食 家族と朝食	
	432 昼食 午前11時以降午後4時前に開始する食事。	昼食 納食	
	433 夕食 午後4時以降午後12時前に開始する食事。	夕食 レストランでディナー	
	434 夜食 午前0時以降午前4時前に開始する食事。	夜食	
	435 軽飲食 間食、軽飲食をとること。	軽飲食 おやつを食べる コーヒーブレイク お茶の時間 飲酒	
5 自由時間 「1 有償労働」、「2 無償労働」、「3 学業、学習・自己啓発・訓練」、「4 個人的ケア」及び「6 その他」を除く行動。			
51 社会参加・宗教活動 社会参加活動及び礼拝・読経に関する行動。			
511 社会参加活動 ①市民としての義務的活動。 ②社会的・政治的組織が開く会合等に、無償(交通費など実費程度の支払いは有償とはみなさない。)で参加すること。	①選挙の投票 法廷で証言 ②政治活動に参加 神輿をかつぐ	・保護者会への出席は、「224子供の付き添い等」とする。 ・自分の所属する地域・団体で行うバザー、運動会等への単なる参加は、行動の内容で分類する。	
	①個人が行う宗教的活動。 ②日常の先祖等の供養に関連する行動。	①神社参詣 家での読経 日曜学校に参加した 家族で聖書を読む 宗教団体の会合に参加 ②墓参り 仏壇の水替え	
52 交際 人との交流、付き合いを目的とした行動。			
521 冠婚葬祭 冠婚葬祭。	結婚式に参列 結婚披露宴に出席 法事 法要後の会食		
522 人と会って行う交際・付き合い ①親戚・友人・知人宅を訪問または自宅に迎える。 ②パーティーなどへの参加(「521冠婚葬祭」に含まれるものを除く)。	①あいさつ回り 訪問客を出迎える ②送別会に出席 職場の記念パーティー 卒業祝いのパーティーに出席 会食	・パーティーに関連した食事や飲食も含む。 ・交際のための趣味・娯楽、スポーツは、行動の内容により分類する。	

行動の種類	定義	内容例示	備考
522 人と会つて行う交際・付き合い（続き）	③親戚・友人・知人と話をする（「521友人・隣人等との親睦」に含まれるもの除く）。	③隣人と話をする 友人と戸外で話をする 友人をレストランで待つ 同僚と居酒屋 友人の見舞い	
523 家族とのコミュニケーション	①家族が集まって仲を深めること。 ②家族との電話による会話。 ③家族との電子メール等のメッセージの読み、書き、送信。 ④家族に手紙、ファックス等を書いたり、読んだりする。	①家族とおしゃべりをする 母の見舞い 姉と言い争い 祖母の誕生日を祝う ②母に電話する ③父とメールをする 家族とスカイプ ④母に手紙を書く 孫からのファックスを読む	・家族の乳幼児と遊ぶのは「223乳幼児と遊ぶ」とする。 ・家族の子供(就学後から学齢17歳以下)と遊ぶのは「227子供(乳幼児以外)と遊ぶ」とする。 ・子供が他の子供たちとゲームをしているのは、「53Aゲーム」とする。
524 電話による交際・付き合い	友人等との電話による会話。	友達と電話で話す	・公共施設、店等への電話はそれぞれの行動とする。
525 電子メール等による交際・付き合い	友人等との電子メール等のメッセージの読み、書き、送信。インターネットでチャットをする。	メールのやりとり メールのチェック スカイプ	
526 手紙等による交際・付き合い	個人的な手紙、ファックス等を書いたり、読んだりする。	手紙を書く 挨拶状を書く	・古い手紙を読む場合も含める。
53 教養・趣味・娯楽	教養、趣味及び娯楽に関する行動。		・趣味として行っているもの（スポーツを除く）でも他の人に教えてもらったり、資格を取得するために研究していることが明らかな場合は、「321学習・自己啓発・訓練（学業以外）」とする。
531 教養・娯楽	①映画館での映画鑑賞。美術館等での美術鑑賞。劇場での観劇。ライブの音楽鑑賞。 ②図書館の利用のうち、他に分類されない行動。 ③競技場等でのスポーツ観戦。 ④観光地見物。	①映画館で映画を見る 劇場で芝居を見る コンサートで音楽鑑賞 美術館で絵画を見る ②図書館で本を借りる 図書館でCDを借りる ③ボクシングを見る ラグビーを見る モータースポーツを観戦する ④植物園で花を見る 自動車ショーを見る 工場見学 ファッションショーを見る 遊園地で遊ぶ	・待ち時間、休憩時間も含める。 ・チケットの注文、購入は、「231買い物」とする。 ・テレビでの鑑賞は、「553テレビ」とする。 ・図書館での勉強は、「312学校の宿題」又は、「321学習・自己啓発・訓練（学業以外）」とする。 ・図書館で本を読むのは目的により分類するが、読書の内容・目的が分からない場合は、「551読書」とする。 ・テレビでのスポーツ観戦は、「553テレビ」とする。
532 創作	①絵画、写真、彫刻、グラフィックス、陶芸等の製作に関連した行動。 ②歌を歌う、演劇をする、独奏又は合奏する、作曲する。	①陶器の色付けをする ビデオで子供を撮る 自宅の庭でデッサンをする ②教会でのコーラスに参加 キーボードで音楽を演奏したカラオケの練習	・コンピュータを使ったビジュアルアートの製作も含む。 ・日曜大工は、趣味と特定できない場合は、「217建築・修繕」とする。 ・自由時間に美術を勉強するのは、「321学習・自己啓発・訓練（学業以外）」とする。 ・コンピュータを使った芸術の製作も含む。

行動の種類		定義	内容例示	備考
	532 創 作 (続き)	③小説、日記等を書く。	③小説を書いた 日記をつける	・コンピュータを使った文筆芸術も含む。 ・社会生活基本調査調査票への記入は、「621社会生活基本調査に関する行動」とする。
	533 趣味としての菓子作り	趣味としての菓子作り。	アップルパイを焼く (趣味) プリンを作る (趣味)	・趣味と特定できないものは、「212菓子作り」とする。
	534 成果物を得る趣味 ・ 娯楽	自生しているものや、観光農園等での成果物の採取、収穫。	ぶどう狩り　きのこ狩り　栗拾い	・自分で栽培したものの収穫は、「213園芸」又は「535趣味としての園芸」とする。
	535 趣味としての園芸	趣味として行う米、野菜及び庭木などの栽培及びその収穫。	野菜を栽培する (趣味)　花壇の草取り (趣味)　庭の水まき (趣味)　ガーデニング (趣味)　稻刈り (趣味)	・収穫して自家消費する場合も含む。 ・趣味と特定できないものは、「213園芸」とする。
	536 ペットの世話	ペットの世話。	犬をグルーミングする ペットに餌をやる	・家畜の世話は、「21Cその他の家事」とする。
	537 犬の散歩等	ペットの散歩及びペットと外(庭も含む)で遊ぶこと。	犬を散歩させる 犬をフリスビーで遊ばせる	・犬以外のペットも含む。 ・ペットと室内で遊ぶ場合は、「53Aゲーム」とする。
	538 趣味としての衣類等の作製	趣味として新しく衣類等を作ること。 手編み、針仕事、また機械を使った場合も含む。	趣味でパッチワークをする	・趣味と特定できないものは、「216衣類等の作製」とする。
	539 趣味	他に分類されない趣味。 ①収集などの趣味。 ②その他の趣味。	①記念切手を集め クオインを集め 携帯電話のストラップを集め ②模型を作る アルバムに写真を整理する	
	53D コンピュータの使用	①プログラミング、コンピュータの修理。 ②コンピュータによる情報の検索・閲覧。 ③他に分類されないコンピュータの利用。	①コンピュータの組立・修理 コンピュータゲームのインストール ②ネットサーフィンした 図書館のコンピュータを利用する コンピュータを使って情報を検索する ③パソコンで写真をプリントする インターネットから音楽をダウンロードする パソコンで作業	・世帯管理でのコンピュータの利用は「219世帯管理」とする。
	53A ゲーム	①テレビゲーム、ビデオゲーム、パソコンゲーム及び携帯型ゲーム(携帯電話ゲームを含む)などのコンピュータゲーム。 ②クロスワードパズル、一人トランプなどの一人遊び。 人形、おもちゃ等で一人で遊ぶ。	①テレビゲーム　インターネットゲーム　ゲームセンターでビデオゲーム　中学生の弟とゲーム ②カード手品の練習をした　一人トランプ　数独を解く	・単に「ゲーム」と記入され内容が特定できないものも含める。

行動の種類	定義	内容例示	備考
53A ゲーム (続き)	③室内外の遊びとゲーム。 ④ギャンブルとして特定されるゲーム。	③ドミノ 盤上ゲーム ビリヤード 囲碁 将棋 麻雀 室内で犬と遊ぶ 友達と遊ぶ ④賭け事 宝くじを買う パチスコ 馬券を買う 競輪	・子供の遊びで遊びの内容が特定できないものも含む。 ・全身運動を伴う遊びは「541エアロビクス系スポーツ」とする。 ・家族の子供（乳幼児）と遊ぶのは「223乳幼児と遊ぶ」とする。 ・家族の子供（就学後から学齢17歳以下）と遊ぶのは「227子供（乳幼児以外）と遊ぶ」とする。 ・子供が年少の弟妹と遊ぶ場合も、弟妹の年齢により「223乳幼児と遊ぶ」または「227子供（乳幼児以外）と遊ぶ」とする。
53B ドライブ	趣味としての車の運転で特別な目的に関連していない場合。 趣味として乗っているのであれば同乗者も含む。	ドライブ ツーリング	・車以外の運転（バイクなど）も含む。
53C 他に分類されない趣味・娯楽	具体的な内容の特定できない趣味・娯楽。	旅行（旅行の内容が分からぬ場合） 行楽	
54 スポーツ	体を動かすことが目的で運動すること。		・稽古事など人から教えてもらう場合も含む。 ・学校の部活動、クラブ活動で行うスポーツも含む。 ・学校の授業として行うスポーツは、「311学校での授業・その他学校での行動」とする。
541 エアロビクス系スポーツ	①ウォーキングとハイキング。 ②ジョギングとランニング。 ③サイクリング、スキー、スケート。 ④体操。 ⑤器具を使った運動。	①町を散策する 自然の中を散歩する 健康のため散歩 ②子供の運動会でリレーをした ③サイクリング スキー スケート ④美容体操 ラジオ体操 朝の体操 ストレッチング チアリーディング ⑤アーチェリー 弓道 剣道	・運動のための行動は含むが、特別の目的がある移動（例：職場に歩いて行く）は含まない。 ・犬を散歩させることが主な目的の散歩は、「537犬の散歩等」とする。
542 球技	ボールを用いるスポーツ。	ラグビー バレーボール テニス ゴルフ 野球 サッカーブームの活動	
543 ウォータースポーツ	水に關係するスポーツ。	ウインドサーフィン プールで泳ぐ ダイビング アクアビクス 水球	
544 成果物を得るスポーツ	成果物を得るための行動のうちスポーツに関するもの。	釣り 猪を捕る	・狩猟も含む。
545 他に分類されないスポーツ	①その他のスポーツ。 ②スポーツに関連した行動。	①ダンス 柔道のけいこ 乗馬 ②体操が始まるのを待ったネットを掃除した 乗る馬を選んだ スポーツ器具の組立・修理	

行動の種類	定義	内容例示	備考
55 マスメディア利用	他に分類されないマスメディアを利用した行動。		
551 読書	小説、伝記物等を読む。	恋愛物の本を読む 歴史に関する本を読む スポーツの本を読む 携帯電話で小説を読む	・試験やレポート作成のために本を読むのは、「312学校の宿題」とする。 ・単に読み物としてではなく聖書を読むのは、「512礼拝・読経」とする。
552 新聞・雑誌	①日刊、週刊、月刊、季刊等の刊行物、新聞や雑誌を読む。 ②漫画を読む。 ③パンフレット、広告等を見る。	①新聞を読む 朝刊を読む コンピュータ雑誌を読む 図書館で新聞を読む ②漫画を読む ③衣類・家具・通信販売のカタログを見る 旅行のパンフレットを読む 利用案内を読む	
553 テレビ	テレビを見る。	テレビで映画を見る 子供とテレビを見る パソコンでテレビ番組を見る ワンセグ視聴	・テレビで講座を受けるのは授業の予習・復習を目的としたものは「312学校の宿題」、それ以外は「321学習・自己啓発・訓練（学業以外）」とする。 ・テレビから録画したビデオ・DVDを見るのは、「554ビデオ・DVD」とする。
554 ビデオ・DVD	ビデオ・DVDを見る。	DVDで映画を見る ホームビデオを見る ビデオの録画セット 有料配信のコンテンツをテレビで見る	・借りてきたビデオ・DVDの映画鑑賞も含める。 ・テレビから録画したビデオ・DVDを見ることも含む。
555 ラジオ	ラジオで、音楽、ニュース、時事解説等を聞く。	ラジオを聞く 有線放送を聞く インターネットでラジオ	・ラジオで講座を受けるのは、授業の予習・復習を目的としたものは「312学校の宿題」、それ以外は「321学習・自己啓発・訓練（学業以外）」とする。
556 CD・カセットテープ	CD、カセットテープ、レコードを聞く。	音楽をテープに録音する 音楽CDを聞く 携帯音楽プレイヤーで音楽を聞く	
56 休養・くつろぎ	休養・くつろぎ。		
561 休養・くつろぎ	何もしない。物思いにふける。リラックスする。休養する。	休養 ぼんやりして過ごす 時間をつぶす 昼食後横になり休む 戸外で日光浴する ゆったりする	
6 その他	移動、社会生活基本調査に関する行動及びいの分類区分にも分類されない行動。		
61 移動	いずれの項目にも含まれない移動。		
611 家事的趣味に伴う移動	趣味のうち、物の生産及びサービスの提供を伴う行動に関する移動。	家庭菜園へ行く（趣味） イチゴ狩りに行く ペットの診察を受けに獣医師のところへ行く	・以下の小分類に関する移動が含まれる。 「533趣味としての菓子作り」～「538趣味としての衣類等の作製」
612 他の移動	①「611家事的趣味に伴う移動」で定義する移動を除く「53教養・趣味・娯楽」、「54スポーツ」及び「55マスメディア利用」に関する移動。	①釣りに行く 観光のために電車で移動 図書館へ行く フィットネスジムへ行く	

行動の種類	定義	内容例示	備考
612 その他の移動（続き）	<p>②大分類「3 学業、学習・自己啓発・訓練」（通学を除く）に関する移動。 遠足、修学旅行中の移動や稽古事の行き帰りの移動。</p> <p>③出張・研修先への行き帰りの移動。</p> <p>④いずれの細分類にも含まれない移動。「4 個人的ケア」、「51 社会参加・宗教活動」及び「52 交際」に関する移動を含む。</p>	<p>②遠足・修学旅行中の目的地まで/からの移動 ピアノ教室へ行く 入試の模擬試験会場へ行く</p> <p>③出張先への移動 研修で京都へ行く</p> <p>④食事をしに行く 診察を受けるために病院へ行く ケーキを食べに喫茶店へ行く</p>	<p>・学校（駅）に集合してから遠足の目的地に移動する場合も、家から学校（駅）までの移動は「315通学」ではなく「612その他の移動」とする。</p> <p>・ふだんの職場に出勤してから出張に行った場合は、職場までの移動は「131通勤」とし、職場から出張先への移動を「612 その他の移動」とする。</p>
62 調査・その他	社会生活基本調査に関する行動及びいずれの分類区分にも分類されない行動。		
621 社会生活基本調査に関する行動	社会生活基本調査に関する行動。	調査票の記入 調査員に連絡する子供が調査票に記入するのを手伝う	
622 他に分類されない行動	いずれの小分類にも含まれない行動（移動を除く）。		
(再掲) 7 無償労働（国際比較）	<p>国際的にみて無償労働と捉える行動分類をまとめたもの。趣味的な家事も含む。</p> <p>具体的には以下の行動分類が含まれる。</p> <p>「2無償労働」 「533趣味としての菓子作り」 「534成果物を得る趣味・娯楽」 「535趣味としての園芸」 「536ペットの世話」 「537犬の散歩等」 「538趣味としての衣類等の作製」 「544成果物を得るスポーツ」 「611家事的趣味に伴う移動」</p>		

- 注)
 - ・上記「家族」とは、同一世帯の世帯員か否かは問わない。
 - ・上記「子供」とは、家族のうち、学齢17歳以下の者をいう。
 - ・上記「乳幼児」とは、家族のうち、就学前の者をいう。